

【補足事項】

安全装置について

「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令」（令和４年文部科学省令第４１号）が令和５年４月１日に施行されたことに伴い、特別支援学校の通学用の自動車に、置き去り防止を支援する安全装置の装備及び当該装置を用いた降車時の児童生徒等の所在の確認が義務付けられました。

※令和６年３月３１日まで経過措置。（この期間については、設置が困難な場合は、代替措置で可。）

今後、学校（県）において当該安全装置を整備した場合は、バスへの装備をお願いします。